

確定申告は正しくお早めに！

申告の準備はお済みですか？

令和3年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行いますので、この期間中にもれなく申告されますようお願いいたします。

なお、混雑を避けるため、できるだけ日程表による指定日にご来場ください。

申告相談について

申告が必要な人

令和4年1月1日時点で益城町に住民票があり、次のいずれかに該当する人

- ①営業、農業などの事業収入、不動産収入(不動産の売却を除く)、その他収入がある人
- ②給与収入、公的年金収入のみの人で、所得控除の申告の追加などがある人(年末調整が済んでいない人など)
- ③令和3年中の収入がなく、益城町内に居住している人の税の扶養親族などになっていない人
- ④遺族年金・障害年金などの非課税収入のみで、益城町内に居住している人の税の扶養親族などになっていない人

申告する必要がない人

- ①年末調整済みの給与収入のみ(勤務先から町へ報告済み)で、所得控除の変更がない人
- ②令和3年中の収入がなく、益城町内に居住している人の税の扶養親族などになっている人
- ③遺族年金・障害年金などの非課税収入のみで、益城町内に居住している人の税の扶養親族などになっている人
- ④令和3年中の収入が公的年金のみで、所得控除の申告が不要な人

令和3年中の年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の確定申告不要者に該当する人でも、町への申告は必要です。

申告期間

2月16日(水)～3月15日(火)

申告に必要なもの

- ・「マイナンバーカード」か、「個人番号通知カード+本人確認書類(運転免許証、保険証など)」
- ・税務署から書類やハガキが事前送付された人は、その書類一式
- ・印鑑(所得税の口座振替手続きのため、通帳の届け出印が望ましい)
- ・本人の口座番号がわかるもの
- ・源泉徴収票、支払証明書など
- ・事業所得、不動産所得などがある人は、収支内訳書
- ・社会保険料(国民年金や任意継続保険など)の払込証明書か領収証/生命保険、個人年金保険、地震(損害)保険料の控除証明書/寄附金控除の証明書
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳など

医療費控除を受ける人は…

医療費控除を受ける人は、平成29年分の申告から、領収証の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。領収証を添付する必要はありませんが、5年間保存する必要があります。そのため、医療費控除を受ける人は、事前に計算をして「医療費控除の明細書」を記入した上で持参してください。

「医療費控除の明細書」は、税務署または役場税務課の窓口およびホームページから取得できます。

今回の申告での注意点

1. 受付時間は、**午後2時まで**
2. 次の申告は、町の申告相談会ではできません。
 - ・青色申告
 - ・住宅ローン控除(年末調整で住宅ローン控除を受けている場合を除く)
 - ・不動産や株の譲渡(売却)所得
 - ・令和2年分以前の確定申告